

# 第1章 架装物の判別について

## 1. 自動車リサイクル法における架装物判別の必要性

- ・自動車リサイクル法においては、自動車を使用済となった際に取り外して再度使用することが多い架装物を、法の対象外としています。法の対象外となる架装物の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。  
(その詳細については下記「(1)自動車リサイクル法の対象外となる架装物」をご覧ください。)
- ・したがって、各事業者はまずそれぞれの架装物について自動車リサイクル法の対象なのか、対象外なのかの判別が必要となります。
- ・また、自動車リサイクル法の対象となる架装物であっても、その処理に必要な費用のすべてがシュレッダーダスト料金に含まれていないケースもありますので、注意が必要となります。

## 2. 架装物の種類

### (1) 自動車リサイクル法の対象外となる架装物

- ・シュレッダー業者で処理されることが少なく、載替えや別用途での利用等により再利用されることが多い架装物については、自動車リサイクル法の対象外とされています。
- ・これらの法対象外架装物をキャブ付シャシ部分と一緒に解体する場合、架装物部分に関して自動車リサイクル法上の登録・許可業者としての引取義務はなく、また、その処理に必要な費用についてもシュレッダーダスト料金に含まれていませんので、そのことを考慮して前工程や後工程の事業者との取引を行ってください。

#### 保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置

例)



例)



#### 土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置

例)



#### トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置 (人または物を運送するために用いられるものを除く)

例)



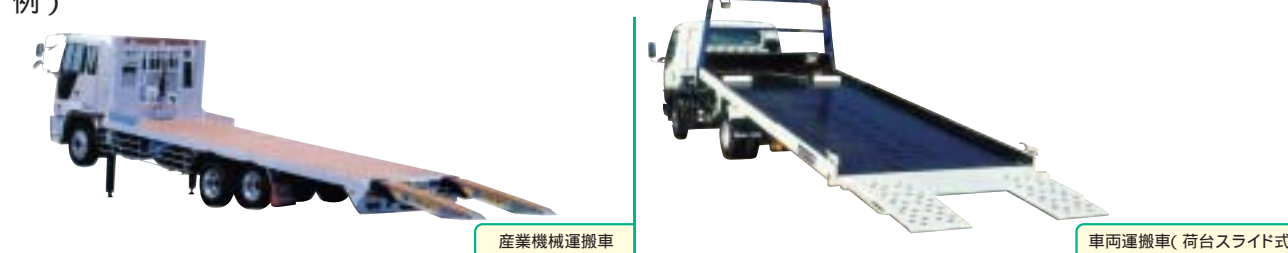
### (2) 自動車リサイクル法の対象となる架装物

- ・自動車リサイクル法の対象となる架装物から発生するシュレッダーダストの処理に必要な費用は、基本的にシュレッダーダスト料金に含まれていますが、以下のケースについては処理に必要な費用がシュレッダーダスト料金に含まれていませんので注意が必要です。

#### 囲いのない荷台架装物

- ・産業機械・重機運搬車等の囲いのない荷台架装物の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていません。したがって、これらの荷台架装物はこれまでの慣習どおり、原則としてシュレッダー業者には引き渡さないようにしてください。

例)



一体型架装物およびその積載物・搭載装置等

- ・運転室と一体となっている架装物(床・壁・天井・中仕切り)は分離できないためシュレッダー業者で処理されることから、これらから発生するシュレッダーダストの処理に必要な費用は、基本的にシュレッダーダスト料金に含まれています。



- ・ただし、積載物・搭載装置等(レントゲン車のレントゲン装置等)がシュレッダーダストとなった後の処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金に含まれていませんので、そのことを考慮して前工程や後工程の事業者との取引を行ってください。



留意事項

架装物に積載された装置・荷物等

- ・荷台・車室への固定の有無にかかわらず、積載物や荷物は架装物ではありませんので、その処理に必要な費用は、シュレッダーダスト料金には含まれていません。

運転席と架装物が一体である、いわゆるバス型自動車について

- ・乗車装置や床・壁・天井・中仕切りのみが自動車リサイクル法の対象となります。したがって、それ以外の積載物・搭載装置等(レントゲン車のレントゲン装置、救急車の担架等)の処理に必要な費用は、基本的にシュレッダーダスト料金に含まれていません。

法の対象外となる装置について

- ・法の対象外となる架装物をキャブ付シャシから分離する際に、架装物と一体で外れる装置も法対象外架装物とみなされるため、その処理に必要な費用は、原則としてシュレッダーダスト料金に含まれていません。

3. 架装物の判別方法

(1) 現物の目視による確認

- ・本ガイドラインの「第2章 具体的架装物の例」で多くの架装物の写真および架装物区分表(国土交通省区分、車体工業会区分、架装物名称50音順)を掲載していますので、それらを参考にして架装物の種類を目視で確認してください。



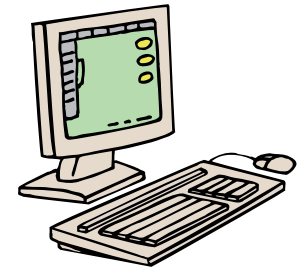
(2) 車検証記載情報による確認

- ・車検証記載の「車体の形状」をキーに、法の対象となる架装物と法の対象外となる架装物の区別や、架装物部分の処理に必要な費用がシュレッダーダスト料金に含まれているか否かについて、本ガイドラインの「第2章 具体的架装物の例」を参考にして確認してください。



(3) 電子マニフェストシステムの画面またはリサイクル券を利用した確認

- ・電子マニフェストシステムの車台詳細情報画面では架装物区分として下表の内容の「01」から「04」の番号および記述が表示されています。  
 (▶6ページ「車台詳細情報画面」①をご覧ください)  
 また、架装物区分については、リサイクル券の事務処理番号の下2桁目の数字(1~4)でも確認できます。  
 (▶7ページ「リサイクル券」②をご覧ください)



架装物区分

01: 架装物はリサイクル料金に含まれる	→ リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている車台(改造等により架装物が付加された場合の分も含む)	乗用車 観光バス等
02: 架装物の一部はリサイクル料金に含まれる (ガイドラインで確認が必要)	→ リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている一体型の架装物(床・壁・天井・中仕切り)とリサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれていない積載物が混在した車台 引取り・引渡し時にその旨ご注意ください	レントゲン車 (レントゲン装置は積載物)等
03: 架装物はリサイクル料金に含まれない	→ 架装物が再利用されたり破砕処理(シュレディング)されないためリサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれていない車台 引取り・引渡し時にその旨ご注意ください	保冷貨物自動車 産業機械運搬車等
04: 架装物がリサイクル料金に含まれているかどうか不明 (ガイドラインで確認が必要)	→ リサイクル(シュレッダーダスト)料金にASRとしての処理費用が含まれている架装物かどうか不明であり、確認が必要な車台 本ガイドラインで確認を行い、対応してください	2004年12月31日までに販売された車台すべて

ASR = Automobile Shredder Residue  
自動車由来のシュレッダーダスト



車台詳細情報画面

車台詳細情報 (JPRS0300)

前画面に戻る ログアウト 印刷 ヘルプ

1. 車台情報

◆車台基本情報		◆メーカー等提供のエアバッグ類装備情報 (「※」はオプション装着の可能性があるので、実車をご確認ください)	
車台番号	1234567891234567891	運転席	1
型式	1234567891	助手席	1
車名	NNNNNNNNNN	サイド	※
移動報告番号	12345678912345	カーテン	1
義務者メーカー名	NNNNNNNNNN	ブリテン	2
型式指定番号	1234	◆エアバッグ類 詳細情報	
型式区分番号	8879	一転作動システムへの対応	Frのみ一転作動システム未対応
◆リサイクル料金預託の有無		欄外式の部位	Frのみ欄外式
フロン類預託	有	その他1	Frがオプション装着の可能性有り
エアバッグ類預託	有	その他2	
◆車台装備情報		◆車台実車装備情報	
フロン類車種クラス	乗用車用	フロン類装備	有
製フロンエアコン	無	フロン類種別	DFC
架装物区分	※:架装物はリサイクル料金に含まれない	エアバッグ類装備	有

前画面に戻る

注) 上記内容は変更される場合があります。

リサイクル券

IR

[ A 券 ] 預託証明書 (リサイクル券)  
《車両欄》

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	

財団法人  
自動車リサイクル促進センター  
2005年1月8日発行  
事務処理番号: 1-1234567890<4S>

見本

《料金欄》

シュレッダーダスト料金	¥
エアバッグ類料金	¥
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥
預託金額合計	¥

本券 (A 券) は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。料金欄で「\*\*\*\*\*」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

2

＜使用済自動車引渡時、引取業者切離し＞

[ B 券 ] 使用済自動車引取証明書

引取日: 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	XXXX-XXXX-XXXX	<引渡者> 氏名・名称
車台番号	-XXXXXXXXXX	<引取業者> 登録番号
車名		氏名・名称 印
預託金額	¥ (消費税込み)	事業所名称
		所在地
		TEL.

見本

本券 (B 券) は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

＜受領証 (C 券) 利用時切離し＞

[ C 券 ] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX	受領金額 ¥ (消費税込み)	財団法人 自動車リサイクル促進センター 2005年1月8日発行 事務処理番号: 1-1234567890<4S>
車台番号	-XXXXXXXXXX		
車名			

見本

[ D 券 ] 料金通知書兼発行者控

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX	支払金額合計	¥
車台番号	-XXXXXXXXXX	シュレッダーダスト料金	¥
車名		エアバッグ類料金	¥
		フロン類料金	*****
		情報管理料金	¥
		資金管理料金	¥

財団法人  
自動車リサイクル促進センター  
2005年1月8日発行

見本

注) 上記内容は変更される場合があります。